第2回 令和7年大船渡市林野火災復旧・復興推進本部会議

日時:令和7年3月27日(木)

16:30~17:00

場所:県庁3階 第一応接室

次 第

- 1 開会
- 2 大船渡市林野火災発生に伴う被害状況 資料 1
- 3 令和6年度一般会計第13号補正予算概要 資料2
- 4 復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性 資料3
- 5 その他 資料4
- 6 閉会

大船渡市林野火災発生に伴う被害状況

令和7年3月24日(月) 14時30分現在

1 焼損面積

約2,900ha (調査中) (3月9日17:00鎮圧)

2 人的被害

死者 1名(90代男性、焼死)

3 家屋被害

- ・住家 102 棟 (うち全壊 76 棟)
- ・非住家 108 棟 (うち全壊 95 棟)

(地域別の被害棟数)

3月9日12:00現在

				00 70 111				
			住家		4	住家以外		
町名	地域	全壊	全壊 以外	小計	全壊	全壊 以外	小計	合計
三陸町綾里	小路	14	1	15	39	2	41	56
	石浜	11	1	12	6	2	8	20
	田浜	8	2	10	5	0	5	15
	岩崎下	2	2	4	4	1	5	9
	野形	0	0	0	1	0	1	1
	宮野東	2	1	3	4	1	5	8
	野々前	4	0	4	4	1	5	9
	白浜	1	0	1	2	0	2	3
	港	15	11	26	12	4	16	42
赤崎町	外口	18	8	26	9	1	10	36
	合足	1	0	1	9	1	10	11
合	計	76	26	102	95	13	108	210

※外観調査により確認した被害棟数であり、今後の調査状況により棟数が変わる場合がある。

4 産業被害

(1)農林水産業関係

	<u> </u>	
区分	被害の内容	被害額
農業関係	家畜等(ブロイラー)約2,300羽(避難指示に伴う被害)	
林業関係	特用林産施設(菌床しいたけ栽培施設) 2 棟 うち1棟の施設内の菌床しいたけ栽培用培地 8,000 個 特用林産物(菌床しいたけの廃棄)700kg(避難指示に伴う被害) 林業機械 4台	調査中
水産業関係	水産業共同利用施設(定置漁業用倉庫)1棟 施設内に保管されていた漁具(定置網)4箇統 養殖物(あわび)約250万個(停電等による被害) 漁港施設(泊地内への焼損木の漂着被害)3漁港	

(2) 商工・観光業関係

区分	被害の内容		被害額
商工・観光業関係	事業用施設(建物焼失) 事業用施設(倉庫焼失)、設備(ボイル釜、 事業用施設(倉庫焼失) 事業用設備(給水管破損) 事業用設備(冷凍庫一部焼失) 在庫廃棄等	1事業者 車両焼失) 1事業者 1事業者 1事業者 1事業者 5事業者	調査中

※ 上記には避難期間中の売上減少の影響を受けた事業者数は含んでいないこと

5 その他

情報通信基盤関係

区分	被害の内容	被害額
携带基地局	大船渡市赤崎町及び三陸町綾里の一部エリアで通信障害 発生(通信事業者が臨時移動通信局設置により対応)	
テレビ共聴	市内8共聴施設でケーブル等の損傷の被害を確認	調査中
ラジオ放送	調査中	

令和6年度一般会計第13号補正予算概要



〔2月定例会追加提案分(林野火災対応分)〕

1. 予算編成の考え方

- 大船渡市林野火災により被災した被災者の救助など、早急に対応が必要となる予算を計上 〔計上事業〕 別紙のとおり
- ※ なりわいの再生等、追加的に必要となる措置については、引き続き検討

2. 予算の規模等

今回補正額:15億円(通常分:15億円、コロナ・物価高騰分:なし、震災分:なし)

3. 歳出予算の状況

[一般会計] (単位:百万円)

□ □ □		文 答姫	財源内訳			
	区分	予算額	国 庫	県 債	その他	一般
令和	現計予算額	796, 381	110, 184	51,853	130,062	504, 282
6	補 正 予 算 額	1,505	659	0	330	516
年度	補正後現計予算額(A)	797, 886	110,843	51,853	130, 392	504, 798
令和5	5年度2月現計予算額(B)	809, 513	126,508	49,662	141, 227	492, 116
比	増減額(A)-(B)	▲ 11,628				
較	增減率(%)	▲ 1.4				

令和6年度 一般会計第13号補正予算(2月定例会追加提案分)における主な事業

「新] は新規事業

大船渡市林野火災対応〔補正予算額:1,505百万円〕

1 救助費 1.321百万円【補正後現計1.341百万円】〔復興防災部〕

災害救助法に基づき、応急的に必要となる救助、その他支援に要する経費

区分	主な内容	予算額
①建設型応急住宅の設置	設置費用(リース料等)、必要物品(家電等) など	1,096百万円
②賃貸型応急住宅の供与	家賃、付帯設備(照明器具等)、必要物品(家電等)、保険料 など	43百万円
③公営住宅の提供	付帯設備(照明器具等)、必要物品(家電等) など	17百万円
④避難所の設置等	県備蓄物資(段ボールベット等)の供給、医療・福祉チーム派遣経費 な ど	61百万円
⑤その他(生活支援等)	食品・飲料水・生活必需品等の提供・輸送費、市町村支弁分負担金 など	104百万円

[新]2 被災者生活再建支援金支給補助 20百万円〔復興防災部〕

大船渡市が行う被災者生活再建支援金(県独自:半壊世帯20万円、準半壊世帯5万円)の支給に対する補助

【参考】被災者生活再建支援金(上記以外)

対象:全壊、大規模半壊、中規模半壊 支援額:最大300万円 実施機関:(公財)都道府県センターン

[新]3 被災生徒等に対する就学支援等関係 27百万円 [ふるさと振興部・教育委員会]

被災した高校生等に対して、就学等に必要な経費を支給

区分	対象者	主な支援単価等
①大学等進学支援一時金の支 給	大学等に進学する生徒(所得要件あり)	30万円(自宅)、60万円(自宅外)
②教科書購入費等の支給	県立高校等の生徒(所得要件あり)	25万円(入学時)、1.5万円(2・3学年)
③私立学校への支援	私立学校(幼~高など)の生徒等	授業料等の減免相当額(補助率2/3~10/10)
【参考】授業料等の減免	高看、産技短、農大、県立大学等の学 生	入学料13.5万円、授業料39万円/年 ※産技短の場合

令和6年度 一般会計第13号補正予算(2月定例会追加提案分)における主な事業

「新] は新規事業

大船渡市林野火災対応〔補正予算額:1,505百万円〕

- 4 <u>航空消防防災体制強化推進事業費 36百万円【補正後現計456百万円】〔復興防災部〕</u> 消火活動に必要な県防災ヘリコプター(ひめかみ)の航空燃料費や航空隊支援員の活動経費等に要する経費
- [新]5 林野火災森林被害調査費 6百万円〔農林水産部〕

林野火災の被害調査を速やかに行うための衛星画像データの整備に要する経費

6 道路維持修繕費 10百万円【補正後現計6,119百万円】〔県土整備部〕

道路損傷箇所の補修など、応急的な道路の維持管理に要する経費

<債務負担行為の追加・変更>

資金貸付に伴う保証料補給や損失補償等に係る債務負担行為の設定 〔商工労働観光部・農林水産部〕

被災した中小企業者や農業・水産業者の早期の事業再開を支援するため、融資実行に伴い後年度に必要となる保証料補給、 損失補償(中小企業災害復旧資金)及び利子補給(農業近代化資金及び漁業近代化資金)に係る債務負担行為を設定。

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【概要版】

NO	課題	対応状況	対応の方向性	担当部局
1	避難所運営支援、災害ケースマネジメント等の実施	〇避難所運営支援 ・避難所での生活環境を支援するため、必要な物資(水・段ボールベッド等)を支援(3/24 17:00 時点の避難者数:避難所 60 人、避難所以外 134 人)・大船渡市からの要請に基づき、職員派遣(避難所運営業務等)を実施 〇災害ケースマネジメント等 ・被災者台帳システムを活用し、罹災証明書の発行や民間支援団体と被災者情報の共有に向けた取組を実施(9ページ参照)・保健師や岩手県こころのケアセンターによる被災者一人ひとりの状況に応じた支援を実施	○被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう支援を実施 ・復旧・復興の進捗に伴い、新たな専門職の派遣など、大船渡市の職員体制や業務の進捗状況等を把握しながら、市町村と連携して対応・被災者の生活再建に向けて災害ケースマネジメントによるきめ細かな支援を継続的に実施	総務部 復興防災部 ふるさと振興部 保健福祉部
2	住宅再建支援	 ○応急仮設住宅 ・建設型応急仮設住宅について、3月19日建設に着手 ・みなし仮設住宅(賃貸型応急仮設住宅)として供与可能な物件リストを作成して大船渡市に提供。入居申込の受付を3月19日から開始 ○住宅の応急修理等 住宅の応急修理は3月21日から、被災者生活再建支援金は3月20日から支給に向けた受付を開始 ○県営住宅の確保 大船渡市内の18戸をはじめ、速やかに入居できる県営住宅87戸を確保 	○被災者が安全に安心して暮らせる住環境を整備 ・建設型応急仮設住宅の5月上旬の完成を目指して整備を進める ・大船渡市と連携し、支援金の早期支給等、被災者の生活再建を支援 ・被災者の意向調査の結果を踏まえ、入居手続を進める	復興防災部 ふるさと振興部 県土整備部
3	災害廃棄物の 早期処理に向 けた支援	〇災害廃棄物処理支援・3月12日に災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となることを確認・県の技術職員を現地に駐在させ、大船渡市による災害廃棄物の処理に 関する業務を支援	〇災害廃棄物の早期処理を実施・国庫補助制度の活用に向けた環境省との調整を含め支援を継続	総務部 環境生活部
4	児童生徒等の 学びの継続へ の支援	○児童生徒等の就学支援 ・被災した高校生等に対して、大学等進学に当たっての支援一時金や、教科書購入費等の支給を実施 ・県立学校、県立大学、看護師養成所、産業技術短期大学校、職業能力開発校、農業大学校の2月26日以後の授業料等を減免できるよう調整中	〇被災児童生徒等の学びの場を確保 ・児童生徒・保護者等に周知するととも に、申請等があった際には速やかに対応 ・学生・保護者等に周知するとともに、申 請等があった際には速やかに対応	ふるさと振興部 保健福祉部 商工労働観光部 農林水産部 教育委員会

避難所運営などの支援

災害救助法の適用に伴い、避難所運営のほか、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、 生活必需品の給与、学用品の給与等の所定の経費が国・県による経費負担の対象となる。

避難所運営に関する項目(例)

【出所】内閣府ウェブサイト

主に生活環境の整備に関すること

- 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル※、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベット等の購入
- 〇 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、 掃除機等のレンタル※
- O 被災者のためのタオル、下着類、歯プラシ、消毒液、 石鹸、生理用品、市販薬等の購入、携帯電話の充電器 等のレンタル※

主に食事に関すること

(温かく栄養パランスのとれた食事のために)

- 〇 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇 い上げ
- 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、 炊事場の確保や簡易調理室の設置(一つの調達先に 頼って食材が偏ることがないように注意)
- 〇 被災者用の弁当等の購入

主に衛生及び暑さ対策に関すること

- 〇 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランド リー(洗濯機、乾燥機)、仮設トイレ、授乳室の設置
- 〇 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と 入浴料の支払い
- O 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル※

主に避難所の設置に関すること

- 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置
- 情報収集等のためのテレビ等のレンタル※

主に要配慮者に関すること

- 〇 高齢者用おむつの購入、ストーマ用装具等の器材、 補聴器、車いす、酸素ボンベ等の補装具のレンタル※
- 粉ミルク・液体ミルク、離乳食、乳幼児用おむつの 購入
- 翻訳機器のレンタル※、通訳スタッフの雇い上げ
- ※ レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。 なお、購入した器材(物)は、原則として残存資材等として換価処分すること。当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

くらしの再建に向けた各種支援

①罹災証明書の発行

家屋の被害認定調査結果等のデータを被災者台帳システム(県・市町村が共同整備)へ入力し、 罹災証明書の発行をはじめとする各種被災者支援に活用

大船渡市における罹災証明書の交付状況 8 1 件 (3/24時点)

② 住宅の応急修理

大船渡市において3/2|から申請受付を開始

【支給額】大規模半壊、中規模半壊、半壊 | 世帯当たり7|万7千円以内 準半壊 | 世帯当たり34万8千円以内 (応急修理を実施すると応急仮設住宅への入居は不可)

③ みなし仮設住宅 公営住宅や建設型応急仮設住宅については、後出資料参照

(一社) 岩手県宅地建物取引業協会及び(公財) 全日本不動産協会岩手県本部の協力を得て、 みなし仮設住宅(賃貸型応急仮設住宅)として供与可能な物件リストを作成して大船渡市に提供 大船渡市において3/19から入居申込の受付開始(物件数:大船渡市151件、釜石市22件)

④ 被災者生活再建支援金

大船渡市において3/20から申請受付を開始

【支給額】住宅の被害の程度や再建方法に応じて最大300万円

岩手県被災者台帳システム

システムの画面イメージ

り災証明をもとにし					どのよう	Éが、どこの家 うな被害を受けた	
世帯の情報 世	帯人数 5 死亡者数 0	行方不明者数 0	持家借	家区分 持家	世帯消滅		
世帯員の情報	< 1/5 > 世帯構成一覧	日本人住民	住登者		参考資料閱讀	地図	
識別番号		世帯番号			 被災者にかかるメモ		
氏名		フリガナ					
性別		生年月日					
続柄		死亡/行方不明					ド支援NPOや社会
現在住所				連絡先等詳細・編集		福祉協議会等	一への情報提供に関
口座情報						する本人同意	の有無を記載する
					メモ編集 メモ履歴	ことで、より	丁寧な支援が実現
り災の情報り災	証明番号 2	り災発	行日		り災証明区分居住者り災	り災程度を壊	り災情報一覧表示
十-1五	**************************************	り災者	住所				り災発行対応記録
文技	業務の進捗	- 2			種類用途	居宅兼事務所	被害状況調査写真等
1012 3	456789	所	有者		納税義務者		関連り災証明書表示
		絞り込み				別ウィンドウで表示	
進捗	業務登録名	業務の対象	対象者氏名	備考			4 行
1 申請受付	義援金	り災証明世帯		申請を受け	付けました。		選択業務の
❷ 振込済確認	基礎支援金	り災証明世帯					対応履歴詳細表示
8 申請取消	加算支援金	り災証明世帯		住等	支	援業務状況	
3 対応中	生活再建相談業務	発災時住民個人	1	ل ك	のような支援が		れているか

*画面上に表示されている情報は、システム試験用のデータを用いて作成したものです。

※ 災害対策基本法の改正案では、市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援が明確化されているが、岩手県では県と市町村が連携して被災者台帳システムを整備済み(第4回岩手県復興防災DX研究会資料 I P7参照)9

2 なりわいの再生

NO	課題	対応状況	対応の方向性	担当部局
1	農林事業者等への支援	○被害状況把握被害の全容把握に向け調査中○農業者の早期事業再開支援農業近代化資金の資金需要に備え融資枠を拡大し、第 13 号補正で債務負担行為を変更○被災施設等の復旧支援国庫補助事業の活用について、国や関係機関・団体と調整中	〇被災施設等の早期復旧による事業再開を支援・被害状況等の早期の全容把握・国事業の活用について関係機関・団体と調整	農林水産部
2	水産事業者等への支援	 ○被害状況把握 被害の全容把握に向け調査中 ○水産業の早期事業再開支援 漁業近代化資金の資金需要に備え融資枠を拡大し、第 13 号補正で債務負担行為を変更 ○定置網の復旧支援 国庫補助事業の活用について、国や関係機関・団体と調整中 	○定置網の早期復旧による事業再開を支援・被害状況等の早期の全容把握・国事業の活用について関係機関・団体と調整	農林水産部
3	商工観光事業者等への支援	○被災事業者等への資金繰り支援 中小企業災害復旧資金の運用開始に向けて第 13 号補正で債務負担行為を 追加	〇被災した事業者等の早期事業再開を支援 ・中小企業災害復旧資金の貸付対象外となる者(売上減少等)については、中小企業 経営安定資金等の活用を周知 ・その他の支援の必要性等について、市・ 国等と連携して検討を進める	商工労働観光部

3 インフラの整備

NO	課題	対応状況	対応の方向性	担当部局
1	治山等の公共 土木施設等の 早期復旧	〇被害状況把握被害の全容把握に向け調査中〇山地災害の防止土砂災害が懸念される危険箇所等の調査を実施中	〇被災林道等の早期復旧を支援 ・被害等の早期の全容把握 ・治山事業による対策を検討	県土整備部 農林水産部
2	森林等の早期 復旧	○被害状況把握 林野火災の被害調査を速やかに行うための衛星画像データを整備中 ○被害木等の伐採・搬出や伐採跡地への造林等支援 国庫補助事業(森林災害復旧事業)の活用について、国や関係機関・団体と調整中 激甚災害の指定が閣議決定(3月28日公布・施行(12ページ参照))同事業について、国が1/2を補助	O被害木等の早期復旧を支援・被害等の早期の全容把握・国事業の活用について関係機関・団体と調整・大船渡市の森林災害復旧事業に関する計画作成等への協力	農林水産部
3	水産業共同利 用施設等の早 期復旧	〇被害状況把握被害の全容把握に向け調査中〇水産業共同利用施設の復旧支援国庫補助事業(浜の活力再生・成長促進交付金(13ページ参照))の活用について、国や関係機関・団体と調整中	〇水産業共同利用施設等の早期復旧による事業再開を支援・被害等の早期の全容把握・返事業の活用について関係機関・団体と調整	農林水産部
4	長距離自然歩 道等の自然公 園施設の早期 復旧	〇自然公園施設の早期復旧大船渡市や環境省と綾里崎園地の合同現地調査を調整中(鎮火宣言後実施予定)	〇被災した長距離自然歩道等の早期復旧を支援・被災個所の復旧方法など国への要望を含め調整	環境生活部
5	自治体が整備 した光ファイ バ等の情報通 信基盤の早期 復旧	○被害状況把握及び復旧支援(現時点での被害状況) ・大船渡市を通じて、被害状況を確認中 ・携帯基地局は3月21日までに復旧が完了 ・テレビ共聴は市内8施設においてケーブル等の損傷が確認。うち7施設は3月21日までに仮復旧が完了。残り1施設は3月21日時点で加入世帯110世帯のうち約9割が仮復旧済	〇被災した情報通信基盤の早期復旧を支援 ・総務省東北総合通信局とも連携しなが ら、適用できる交付金事業等の情報提供 及び、必要に応じて国への要望等を実施	ふるさと振興部



令和7年3月25日 内閣府政策統括官(防災担当)

「令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に 係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に 関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令を、本日(3月25日(火)) 閣議において決定しましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和7年3月7日に「岩手県大船渡市の林野火災による災害」 として激甚災害の指定見込みを公表したものです。

また、適用措置については、上記見込み公表から変更ありません。

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(復旧・復興担当)付 岡村、梅田 TEL:03-5253-2111(代表、内線 51382・51383) 03-3593-2847(直通) (別紙)

「令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域 に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指 定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害 (※岩手県大船渡市の林野火災による災害)

2. 適用措置の指定

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2) 都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、1/2を補助。	岩手県大船渡市

- 3. スケジュール
 - 3月25日(火) 閣議決定
 - 3月28日(金) 公布・施行

90 浜の活力再生・成長促進交付金

【令和7年度予算概算決定額 1,952(1,952)百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上(10%以上[取組開始年度から5年後まで])

く事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

交付(定額,1/2)

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心と** したグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等を支援します。

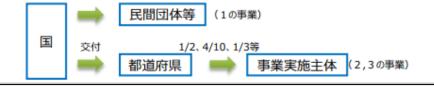
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の** 就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備を支援します。

<事業の流れ>



く事業 イメージン

浜の活力再生プラン(浜プラン)

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



く以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- 種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援









荷さばき施設

鮮度保持施設

荷受け情報の電子化

種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- 災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

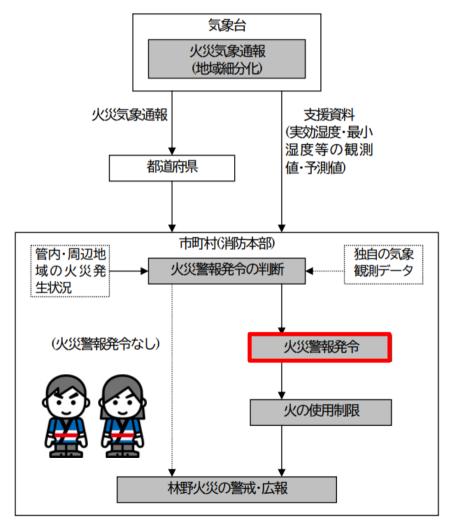
・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

[お問い合わせ先] 水産庁防災漁村課(03-6744-2391)

林野火災を未然に防ぐための火災警報の発令

林野火災を未然に防ぐため、市町村が火災気象通報の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令できることとなっている。

- 気象台で火災気象通報が発令された場合、都道 府県を通じて各市町村(消防本部)に伝達されると ともに、気象台から市町村に対して火災気象通報支 援資料が提供される。
- 火災気象通報を受けた市町村は、あわせて提供 される支援資料、独自の気象観測値、その他の気 象情報、管内及び周辺地域の火災発生状況等をも とに火災警報発令の判断を行うが、火災予防上重 要なのは気象観測値よりも予測値であることから、 できるだけ気象台から気象予測情報の提供を受け、 それを活用することが望ましい。
- 乾燥に加えて強風が予想されるときには林野火 災の発生・拡大危険が高く、火災気象通報を受けた 市町村は、局所的な気象条件の違いにより火災危 険性が低いと判断される場合を除いて、原則として 火災警報を発令すべきである。



参照条文

消防法

(気象状況の通報及び警報の発令)

- 第二十二条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、 その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- 4 <u>前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制</u>限に従わなければならない。

火災予防条例(例)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

- 第二十九条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 二 煙火を消費しないこと。
- 三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- 五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 六 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- 七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

災害対策基本法

(市町村長の警報の伝達及び警告)

- 第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、 法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。 15

以下、参考資料として添付

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【総務部】

NO	課題	対応状況	対応の方向性
1	避難所運営支援、災害ケー	○罹災証明書発行事務の支援のため、3月14日~3月19日の間、	大船渡市における復旧・復興に係る行政ニ
1	スマネジメントの実施	各日2名(計8名)の職員を派遣。	ーズの把握に努めていく
4	災害廃棄物の早期処理に向	○3月17日から県の化学職の職員が大船渡地区合同庁舎に常駐	大船渡市における復旧・復興に係る行政ニ
4	けた支援	し、災害廃棄物処理に係る支援を実施	ーズの把握に努めていく

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【復興防災部】

NO	課題	対応状況	対応の方向性
1	避難所運営支援、災害ケー スマネジメントの実施	 ○避難所運営支援 ・避難所での生活環境を支援するため、必要な物資(水・段ボールベッド等)を支援(3/24 17:00 時点の避難者数:避難所 60 人、避難所以外 134 人) ・避難所の開設(福祉の里センター、綾姫ホール)災害救助法適用により運営費用は国・県が負担 ○災害ケースマネジメント ・罹災証明書の発行家屋の被害認定調査結果等のデータを被災者台帳システム(県・市町村が共同運用)へ入力し、罹災証明書の発行をはじめとする各種被災者支援に活用大船渡市では住民の被害情報を社会福祉協議会やNPO法人などの支援団体と共有するため、被災者に対し個人情報提供の同意確認を進めている。 	○被災者の生活再建に向けて災害ケースマネジメントによるきめ細かな支援を継続的に実施していく。
2	住宅再建支援	○住宅の応急修理 【支給額】大規模半壊、中規模半壊、半壊 1世帯当たり71万7千円以内 準半壊 1世帯当たり34万8千円以内 ・大船渡市において3/21から申請受付を開始	○大船渡市と連携し、支援金の早期支給等、被災者の生活再建を支援していく。

()みな	1 /尼亞	仕宅
()07/1	レガスロマ	11-1-

- ・みなし仮設住宅(賃貸型応急仮設住宅)として供与可能な物件 リスト(物件数:大船渡市151件、釜石市22件)を作成して 大船渡市に提供(3/18)
- ・大船渡市において 3/19 から入居申込の受付開始
- ○被災者生活再建支援金

【支給額】住宅の被害や再建方法に応じて最大 300 万円

・大船渡市において 3/20 から申請受付開始

・みなし仮設住宅

県で審査後、順次入居決定を行う。(4 月上旬以降)

·被災者生活再建支援金

(公財) 都道府県センターにおいて審査 後、順次支給決定される見込み。(4月下 旬以降)

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【ふるさと振興部】

NO	課題	対応状況	対応の方向性
		○職員派遣(避難所運営業務)【3/15~31】	・今後、復旧・復興の進捗に伴い、専門職
		大船渡市からの要請に基づき、県と市町村で分担をしながら支援	など新たな派遣要請が見込まれることか
		を実施。	ら、引き続き、大船渡市の職員体制や業務
		・福祉の里センター:県(3名/日)	の進捗状況等を把握しながら、市町村と連
	避難所運営支援、災害ケー	・綾姫ホール:市町村(3名/日)	携して対応
1	世無所連呂又仮、火音ケー スマネジメントの実施	○職員派遣(罹災証明書発行事務、災害義援金収納事務)	・派遣要請の状況等から必要数等から、現
	ハマイングントの美胞	大船渡市からの要請に基づき、県と市町村で分担をしながら支	時点では、全国へ応援要請を行う予定はな
		援を実施。	٧٠ _°
		・罹災証明発行事務【3/14~19(平日のみ)】:県(2名/日)	
		・災害義援金収納事務【3/17~28(平日のみ)】	
		: 市町村(1名/日)	
	住宅再建支援	○職員派遣(応急仮設住宅への入居受付事務等)	(1の職員派遣に同じ)
		大船渡市からの要請に基づき、3月24日から応急復旧の受付や	
9		応急仮設住宅への入居受付事務等を実施。	
		・応急復旧受付事務【3/24~28】:市町村(1名/日)	
		・応急仮設住宅等入居受付事務【3/24~28】	
		: 市町村(1名/日)	
		○児童生徒等の就学支援(13 号補正)	・制度の周知及び補助・給付等の実施に向
5	児童生徒等の学びの継続へ	・公立大学岩手県立大学運営費交付金 5,000 千円	け、詳細スケジュールを調整中。
0	の支援	(被災学生の入学料及び授業料を減免)	
		・大規模災害就学等支援事業費補助 10,000 千円	

(私立学校等の入学選考料、入学金、授業料等の減免措置に	
対する補助)	
・大学等進学支援一時金給付事業費:2,000 千円	
(私立高校生等の進学に伴い必要となる費用の一部を給付)	
• 教科書購入費等給付事業費: 2,000 千円	
(私立高校生等の入学経費、教科書相当額及び修学旅行費等	
を給付)	

3 インフラの整備

NO	課題	対応状況	対応の方向性
5	自治体が整備した光ファイ バ等の情報通信基盤の早期 復旧に対する支援	○被害情報の把握(現時点での被害状況) 大船渡市を通じて、被害状況を確認中 ・携帯基地局: 被害を受けた NTT の基地局については 3/21 までに復旧が完了し、臨時局(車載基地局等)の運用は終了。 ・テレビ共聴: 市内 8 施設においてケーブル等の損傷が確認された。 うち 7 施設については 3/21 までに仮復旧が完了。残り 1 共聴設(長崎地区)については 3/21 時点で加入世帯 110 世帯のうち約 9 割が仮復旧済。 (3/22 頃を目途に被害が確認されたすべての共聴施設の仮復旧が完了する見込み)	・総務省東北総合通信局とも連携しなが ら、適用できる交付金事業等の情報提供及 び、必要に応じて国への要望等を行う。

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【環境生活部】

1 くらしの再建

]	NO	課題	対応状況	対応の方向性
	4	災害廃棄物の早期処理に向けた支援	○災害廃棄物処理支援・3月17日から環境生活部技術職員を現地に駐在させ、大船渡市による災害廃棄物の処理に関する業務(災害廃棄物発生量の推計、仮置き場の運営検討、環境省との調整など)を支援。	国庫補助制度の活用に向けた環境省との調整を含め支援を継続

3 インフラの整備

NO	課題	対応状況	対応の方向性
4	長距離自然歩道等の自然公 園施設の早期復旧	○自然公園施設の早期復旧 大船渡市や環境省と綾里崎園地の合同現地調査を調整中 (鎮火宣言後実施予定)	被災個所の復旧方法など国への要望を含め 調整

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【保健福祉部】

NO	課題	対応状況	対応の方向性
1	避難所運営支援、災害ケー スマネジメントの実施	 ○災害ボランティア 3月3日から3月17日までの間、のべ277名が支援物資の仕分け等を実施 ○義援金の受付・配分 3月6日(木)より日本赤十字社岩手県支部及び岩手県共同募金会で義援金の募集を開始 	大船渡市ボランティアセンターがニーズ 調査を実施し、その結果、当面は市内ボラ ンティアのみで活動予定 4月以降に設置予定の義援金配分委員会 において配分基準等の協議を実施予定
3	心のケア等の被災者支援	○保健師等チーム派遣 大船渡市からの要請を受け、3月5日から3月18日までの間、保健師等(1チーム:保健師2名とロジ担当1名の計3名)をのべ57チームを派遣(3月10日以降は市町村との合同チーム) ○被災者へのこころのケア 岩手県こころのケアセンターにおいて、2月28日以降、避難所等を訪問しての健康状態の聴き取りや相談対応、県や市町村の保健師チームの訪問活動などにより把握された要支援者への同行訪問等の個別対応、精神科医等専門職スタッフによる支援者への技術的助言等を実施(相談支援件数 368件(3月17日まで))	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【商工労働観光部】

1 くらしの再建

NO	課題	対応状況	対応の方向性
	児童生徒等の学びの継続へ	○ 学生等の就学支援 ・産業技術短期大学校条例施行規則の一部改正	各職業能力開発施設を通じ、学生・保護 者等に周知するとともに、申請等があった
Э	の支援	2月 26 日以後の授業料等を減免できるよう調整中 ・職業能力開発校条例施行規則の一部改正 2月 26 日以後の授業料等を減免できるよう調整中	際には速やかに対応。

2 なりわいの再生

NO	課題	対応状況	対応の方向性
3	商工観光事業者等への支援	○ 被災事業者等への資金繰り支援・中小企業災害復旧資金の運用開始に向けて第13号補正に債務 負担行為を計上し、補正予算成立後速やかに運用を開始する予 定(3/26~)	○ 中小企業災害復旧資金の貸付対象外となる者(売上減少等)については、中小企業経営安定資金等の活用を周知。○ その他の支援の必要性等について、市・国等と連携して検討を進める。

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【農林水産部】

2 なりわいの再生

NO	課題	対応状況	対応の方向性
		○ 被害の全容把握に向け調査を継続	○ 被害等の早期の全容把握
		○ 農業者の早期事業再開支援に向け農業近代化資金の資金需要	○ 国事業の活用について関係機関・団体と
1	農林事業者等への支援	に備え融資枠(2億円)を拡大し、第 13 号補正で債務負担行為	調整
		を変更	
		○ 被災施設等の復旧に向け国事業の活用について調整中	
		○ 被害の全容把握に向け調査を継続	○ 被害等の早期の全容把握
		○ 水産業者の早期事業再開支援に向け漁業近代化資金の資金需	○ 国事業の活用について関係機関・団体と
2	水産事業者等への支援	要に備え融資枠(2億円)を拡大し、第13号補正で債務負担行	調整
		為を変更	
		○ 定置網の復旧に向け国事業の活用について調整中	

3 インフラの整備

NO	課題	対応状況	対応の方向性
	治山等の公共土木施設等の 早期復旧に対する支援	○ 被害の全容把握に向け調査を継続	○ 被害等の早期の全容把握
1		○ 山地災害の防止に向け土砂災害が懸念される危険箇所等の調	○ 治山事業による対策を検討
		査を実施中	
	森林等の早期復旧に対する	○ 林野火災の被害調査を速やかに行うための衛星画像データを	○ 被害等の早期の全容把握
		整備中	○ 国事業の活用について関係機関・団体と
9		(林野火災森林被害調査費)	調整
	支援	【2月補正(13号補正)(6百万円)】	○ 大船渡市の森林災害復旧事業に関する計
		○ 被害木等の伐採、搬出や、伐採跡地への造林等に向け国事業の	画作成等への協力
		活用について調整中	

	水産業共同利用施設等の早	○ 被害の全容把握に向け調査を継続	○ 被害等の早期の全容把握
		○ 水産業共同利用施設の復旧に向け国事業の活用について調整	○ 国事業の活用について関係機関・団体と
		中	調整
		○ 農地・漁港海岸の水門・陸閘の閉鎖機能を確保するための応急	
3		対応を実施	
	对该山(CA))	(海岸保全施設管理費)	
		【2月補正(13号補正)(1百万円)】	
		(管理運営費)	
		【2月補正(13号補正)(5百万円)】	

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【県土整備部】

1 くらしの再建

NO	課題	対応状況	対応の方向性
2	住宅再建支援	○応急仮設住宅の整備 3月10日(月)の大船渡市からの応急仮設住宅の建設要請を受け、協定締結団体である一般社団法人全国木造建設事業協会に建設を要請。3月19日(水)建設に着手(赤崎町蛸ノ浦地区10戸、三陸町綾里地区30戸)	・5月上旬の完成を目指し整備を進める
		○県営住宅の確保 大船渡市内の18戸をはじめ、速やかに入居できる県営住宅87戸 を確保。大船渡市が実施している被災者への意向調査の回答内容を 踏まえ、市と連携の上、入居を調整	・被災者の意向調査の結果を踏まえ、入居手続を進める

3 インフラの整備

	NO	課題	対応状況	対応の方向性
-	1	治山等の公共土木施設等の	○被害について調査中	・調査結果を踏まえ、早期復旧・復興を図
	1	早期復旧・復興		る

復旧・復興に向けた主な課題及び今後の対応の方向性【教育委員会】

NO	課題	対応状況	対応の方向性
5	児童生徒等の学びの継続への支援	1 児童生徒等の就学支援について (1) 県立学校授業料等条例施行規則の一部改正 2月 26 日以後の授業料等を減免できるよう調整中 (2) 大学等進学支援一時金給付事業 6,000 千円 (13 号補正) 被災した高校生等が、経済的な理由により大学等への進学を 断念することのないよう、進学に伴い必要となる費用の一部を 給付する事業を実施 ・自宅:30万円 ・自宅外:60万円 (3) 教科書購入費等給付事業 2,000 千円 (13 号補正) 被災した生徒及び保護者等に対し、高等学校等における就学 の支援を目的とした給付事業を実施 ・高等学校の入学に要する経費 (250,000円) ・教科用図書の購入費 (15,000円) ・後学旅行費 (実費※上限 100,000円) 2 児童生徒等のこころのケアについて 沿岸南部教育事務所等に配置しているエリア型カウンセラーを 中心に、学校や避難所等を訪問し、被災地域の児童生徒の心のサポートや教員研修等を行うなど、学校が日常の教育活動を取り戻 すための支援を実施	各市町村教育委員会、各県立学校等を通じ、児童生徒・保護者等に周知するとともに、申請等があった際には速やかに対応。 被災した児童生徒に対しては、中長期的なサポートが必要であることから、今後も、児童生徒等の状況を注視し、引き続